

河内長野市地域福祉計画

実施計画

(平成18年度事業実施状況及び評価について)

平成19年11月5日

河内長野市

- 【凡例】
1. 「評価」の欄は、施策展開の推進度の高い方から順に「◎ ○ △」とした。
 2. 「施策対応細事業」の欄には、行政評価の単位としている「細事業」を充当した(重複充当あり)
 3. 「施策対応細事業」が複数あるときは、施策展開項目に関係の深い細事業を「**太字**」にした。

施策の方向と展開

基本目標 1. ともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1-(1)福祉意識の醸成

1-(1)-1)人権学習機会の提供などによる人権意識の高揚や人権相談体制の整備など人権擁護を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
1	①人権学習・啓発の推進 地域の暮らしの中でだれもお互いに認めあい、尊重しあえる地域の土壌をつくり、暮らしに根づいたまちづくりや人権活動を進められるよう「河内長野市人権尊重のまちづくり条例」(平成13年3月施行)などを踏まえ、家庭、学校、職場、地域と連携して人権意識の向上を図るための人権学習や啓発を推進する。	・人権・平和啓発事業、人権啓発活動事業、人権教育推進事業、地域の学習拠点づくり事業などにおいて人権学習・啓発を継続実施した。	○	人権・平和啓発事業	
				人権啓発活動事業	
				人権教育推進事業	
				地域の学習拠点づくり事業	
2	②男女共同参画の推進 家庭、地域、職場などでの男女共同参画の推進とともに、女性の特性に応じて健康で安心して暮らせるよう、母性の保護や母子保健への取り組み、配偶者などに対する暴力や性的な嫌がらせなど、さまざまな相談の機会などを充実する。 さらに、「河内長野市男女共同参画推進条例」(平成18年1月施行)や、男女共同参画計画に基づき、男女共同参画についての理解を深めつつ、あらゆる分野への男女共同参画を推進し、男女の人権が尊重される社会となるよう、住民、事業者、市のそれぞれが主体的かつ一体となって総合的な取り組みを推進する。	・配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者等の支援を図る「河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議」の発足に向けた取り組みを行った。	◎	女性のための相談事業	
				DV防止対策事業	
				家庭児童相談室事業	
				妊産婦訪問指導事業	
3	③人権相談体制の整備促進 さまざまな人権問題を抱えた住民に対し、問題解決できるよう適切な助言・情報提供などを行う人権相談事業を充実するとともに、児童虐待、ひきこもり、不登校などの相談体制を充実する。	・河内長野市人権協会に、人権に係る適切な助言・情報提供などを行う人権相談を担当する地域コミュニティソーシャルワーカー（相談支援員）を配置した。	◎	人権相談事業	
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	平成19年度は社会福祉協議会に2名増員し、千代田・東地区にいきいきネット相談支援センターを設置。
				障害者生活支援事業	
				児童虐待防止事業（要保護児童対策地域協議会の運営）	
				相談員等派遣・配置事業	
				教育相談室「やまびこ」事業	
				適応指導教室事業	
子ども教育支援センター事業					

基本目標 1. ともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1-(1)福祉意識の醸成

1-(1)-2)住民が主体的に参加できるワークショップの開催、イベントなど学習の場や機会の充実を図ります。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
4	<p>①地域福祉ワークショップ開催の推進 地域福祉のモデル地域として3地域を選定し、住民それぞれが地域福祉の共通理解と協働を促進することを目的に、ワークショップを展開してきました。今後地域福祉に関するワークショップを全小学校区に展開することを検討し、地域福祉の基本的な『お互いさま』という意識の醸成を図る。</p>	<p>・地域福祉を推進するため、地区（校区）福祉委員会が中心となり、地区（校区）福祉委員会委員を対象に「地域福祉ワークショップ事業」を実施した。</p>	◎	<p>地域福祉活動支援事業（地域福祉ワークショップ事業）</p>	<p>平成19年度は「地区（校区）福祉委員会活動・組織検討懇談会開催事業」を支援する。</p>
5	<p>②地域福祉に係わるイベントの開催 地域福祉の取り組みを先進的に行っている地域や市などによるシンポジウムや福祉フェアなどを参考に、地域福祉を啓発するイベントを実施し、広く住民に地域福祉の理解と参加を推進する。</p>	<p>・ボランティア・市民活動フェスティバルや生涯学習見本市などで、市内の福祉団体が出展（ブース参加）を行った。</p>	○	<p>生涯学習機会提供事業 生涯学習普及啓発事業 男女共同参画推進研修・講座事業 男女共同参画推進事業「おんなとおとこのワイワイあごら」 市民公益活動支援・協働促進事業(ボランティア・市民活動フェスティバル) 地域の学習拠点づくり事業</p>	

基本目標 1. ともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1-(1)福祉意識の醸成

1-(1)-3)子どもから大人まで継続したボランティアや福祉活動などの生涯学習への取り組みを推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
6	①福祉・教育の連携による地域福祉学習の推進 福祉部門と教育部門との連携により、学校教育での福祉学習を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が当事者団体や登録ボランティアの参画を得て「福祉学習プログラム」を作成し、講話や体験の指導・助言を行う「福祉学習サポーター」の紹介や、備品の貸し出しを行った。 ・地域の人材を学校の授業に活用し、多様な教育活動を展開した。 	○	社会福祉協議会支援事業(福祉学習支援事業)	
				学校支援サポート事業	
				校外指導事業	
7	②生涯学習などでの地域福祉活動への取り組みの推進 福祉部門、教育部門、生涯学習部門との連携により、子どもから大人までの継続して学んでいけるような福祉学習や地域学習に取り組むとともに、地域での健康づくりのためのスポーツ活動を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習や地域活動のきっかけづくりとなる「まちづくり出前講座」や「生涯学習見本市」を実施した。 ・児童・生徒達と地域の方々が交流しふれあう「ふれあい合校事業」を実施した。 ・ボランティア入門講座・体験プログラムを実施した。 	○	生涯学習機会提供事業	
				生涯学習普及啓発事業	
				市民公益活動支援・協働促進事業(ボランティア入門講座・体験プログラム)	
				地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成)	
				ふれあい合校事業	
				地域の学習拠点づくり事業	
				「楽習室」コーディネート事業	
				「ふれあい合校」コーディネート事業	
地域スポーツ振興事業					
高校校庭開放事業					
学校体育施設開放事業					

基本目標 1. ともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1- (2)地域型組織やテーマ型組織の支援強化・人材育成

1-(2)-1)地域型組織、テーマ型組織への情報提供を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
8	①地域型組織、テーマ型組織への情報提供の推進 地域型組織、テーマ型組織の活動などについて広く住民に情報提供を行うとともに、地域型組織については他の地域での参考になるように、活発な組織活動を展開している地域の情報提供を推進する。また、テーマ型組織については、ボランティアセンターとの連携により情報収集・提供を行い、住民をはじめテーマ型組織間の情報流通の円滑化を促進する。	・「市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針」を策定した。 ・市民公益活動団体向け情報紙「はぴえる」を発行した。 ・市民公益活動支援・協働促進懇談会を4回開催した。 ・市民公益活動への理解を深めるための職員研修を行った。	◎	生涯学習情報提供事業 市民公益活動支援・協働促進事業 (団体向け情報紙) 地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成) コミュニティソーシャルワーカー配置事業	

1-(2)-2)地域型組織、テーマ型組織の広報活動を促進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
9	①地域型組織、テーマ型組織の広報活動の促進 地域型組織、テーマ型組織の活動などを広く住民に広報し、これら団体活動に対する社会的理解の醸成を図る。	・「市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針」を策定した。 ・市民公益活動団体紹介冊子を発行した。 ・市民公益活動支援・協働促進懇談会を4回開催した。 ・市民公益活動への理解を深めるための職員研修を行った。	◎	生涯学習情報提供事業 市民公益活動支援・協働促進事業 (団体紹介冊子の発行) 社会福祉協議会支援事業	

基本目標 1. ともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1- (2)地域型組織やテーマ型組織の支援強化・人材育成

1-(2)-3)地域型組織、テーマ型組織の人材育成への支援を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
10	<p>①地域型組織、テーマ型組織の人材の発見・発掘及び地域福祉コーディネーターの育成 生涯学習部門と市民参加推進部門などとの連携によりボランティアの育成とともに、地域における多様な人材の発見・発掘を推進し、地域福祉におけるコーディネーターの育成を図る。</p>	<p>・「市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針」を策定した。 ・「団体運営講座、ボランティアアドバイザー養成講座」を実施した。 ・社会福祉協議会が実施する「地域福祉人材育成事業：ボランティア育成事業」を支援した。</p>	◎	<p>生涯学習人材育成事業(生涯学習推進室)</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業(団体運営講座、ボランティアアドバイザー養成講座)</p> <p>地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成事業)</p> <p>人材育成事業(社会教育課)</p>	
11	<p>②企業の人材の活用 福祉部門、産業部門とが連携し、企業に対して地域福祉の活動に対する理解と参加を呼びかける。また、企業において地域福祉の活動などに参加しやすいよう、ボランティア休暇の導入などを促進する。</p>	<p>・社会福祉協議会において自主財源の確保として賛助会員会費募集事業・組織構成会員制推進事業を実施した。</p>	△	<p>社会福祉協議会支援事業(地域福祉推進に財源確保事業:賛助会員会費募集事業・組織構成会員制推進事業)</p>	

1-(2)-4) 地域型組織、テーマ型組織への相談体制の整備を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
12	①地域型組織、テーマ型組織への相談体制の整備推進 コミュニティソーシャルワーカー体制の整備により、地域型組織、テーマ型組織への相談機能の充実を図る。	・広域的福祉圏（概ね中学校区）に地域コミュニティソーシャルワーカーを配置する計画で、平成18年度は社会福祉協議会に2名、人権協会に1名配置し、いきいきネット相談支援センターを長野・三日市地区及び人権協会内に設置した。	◎	生涯学習相談事業	
				市民公益活動支援・協働促進事業（相談・コーディネート強化講座）	
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	平成19年度は社会福祉協議会に2名増員し、千代田・東地区にいきいきネット相談支援センターを設置。
13	②テーマ型組織などの立ち上げ支援の充実 テーマ型組織への活動に関する相談や活動場所などについての相談機能の充実を図る。	・「市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針」を策定した。 ・市民公益活動支援のための「相談・コーディネート機能強化講座」を実施した。	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
				子育て支援センターかわちながの事業	
				子育て支援センターちよだだい事業	
				市民公益活動支援・協働促進事業（相談・コーディネート強化講座）	

施策の方向 1- (3) ボランティアなど住民活動の参加促進

1-(3)-1) 学校における福祉、健康についての教育を積極的に進め、まちづくり活動やボランティアの体験を通じて、地域の人びとや高齢者、障害のある人などとの交流を深める機会を充実します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
14	①福祉教育の推進 福祉教育はこれまで、学校という枠組みの中で「教える」ということから進められてきた。これからは、地域の「日常」の中でだれもがともに育ちあうということが福祉であるという視点から、学校はもちろん、地域の中で多様な福祉教育プログラムの展開に努める。	・「まちづくり出前講座」では、介護保険などの高齢者福祉サービスの説明を地域で行った。 ・地域の人材を学校の授業に活用し、多様な教育活動を展開した。 ・児童・生徒達と地域の方々が交流しふれあう「ふれあい合校事業」を実施した。	○	生涯学習機会提供事業	
				市民公益活動支援・協働促進事業 (入門講座・体験プログラム)	
				地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成)	
				ふれあい合校事業	
				学校支援サポート事業	
				校外指導事業	
				「楽習室」コーディネート事業	
「ふれあい合校」コーディネート事業					
15	②福祉と教育との連携 福祉部門と教育部門との連携により、福祉教育の課題解決の場を設け、教職員の研修会への反映や教職員を対象とした福祉講座の開設などに努める。	・社会福祉協議会が地域福祉への協働参画意識の醸成を目的として、福祉学習支援事業を実施した。	○	社会福祉協議会支援事業(福祉学習支援事業)	
				学校支援サポート事業	
				学校教育研究推進活動事業	
				教職員研修事業	
				校外指導事業	
子ども教育支援センター事業					

基本目標 1. とともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1- (3) ボランティアなど住民活動の参加促進

1-(3)- 2) ボランティアセンター機能の強化により、地域ニーズの把握やボランティアとの協働の促進を図ります。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
16	①ボランティアセンター機能の強化促進 地域福祉活動においては、多くの住民がボランティアとして参加し、そうした力で活動が支えられている。また、現在ボランティア活動に参加していない人であっても活動へのニーズは高くなっている。ボランティアセンター機能の強化を促進し、参加しやすいボランティアのあり方などの検討やボランティア養成の充実を進め、ボランティアのすそ野を広げる。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動を支援する拠点となる「市民公益活動支援センター」の設置に向けた取り組みを行った。 ・社会福祉協議会が実施するボランティア事業（講座・啓発事業等）を支援した。 	◎	社会福祉協議会支援事業(講座・啓発事業等)	
				(仮称)市民公益活動支援センター整備事業	市民公益活動支援センターの開館予定は平成19年度。
17	②ボランティアとの協働促進 ボランティア活動の活性化を図り、住民参加を進める分権型のまちづくりを目指した「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」に基づき、ボランティア団体をはじめNPO、事業者などとの公民協働を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体で運営する市民公益活動支援センターの整備を開始した。 ・「市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針」を策定した。 ・市民公益活動支援・協働促進事業「協働マニュアル」の作成の検討を開始した。 	◎	地域福祉活動支援事業(ボランティア育成事業)	
				(仮称)市民公益活動支援センター整備事業	
				市民公益活動支援・協働促進事業(相談・コーディネート強化講座)	

基本目標 1. ともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1-(4)総合的相談体制の整備推進

1-(4)-1)利用者の多様なニーズに対応し、総合的な支援を円滑に進めるため、保健福祉情報の一元化を図るとともに、担当課相互の連携を密にするなど総合的な窓口機能の充実を図ります。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
18	<p>①総合相談窓口機能の整備</p> <p>ライフコースに応じた生活課題が複雑多岐にわたることから、福祉事務所、保健センターの相談機能を総合的に活用し、専門的な内容の相談に応じるとともに、地域における相談員に対する助言や情報提供、手続きサポートなどにより問題解決への支援を推進する。さらに高度な専門性を要する相談の場合は、相談者を大阪府子ども家庭センターなどの専門機関に紹介し、相談内容などを適切に引き継ぐなど、相談者に配慮する。また、事業者情報が適切に利用者に伝わるように、第三者評価など事業者情報の収集・提供に努める。</p>	<p>・福祉関連窓口の連携を図るための「保健福祉相談窓口連絡会議」を設置した。</p>	◎	女性のための相談事業 人権相談事業 社会福祉協議会支援事業 コミュニティソーシャルワーカー配置事業 地域福祉計画推進事業(保健福祉相談窓口連絡会議) 民生児童委員活動支援事業 障害者生活支援事業 家庭児童相談室事業 子育て支援センターかわちながの事業 相談事業(無料法律相談事業) 相談事業(くらしの総合相談事業)	

1-(4)-2)地域を基盤とする活動やサービスを発見し、支援を必要とする人に結びつける、あるいは地域活動の調整や関係機関・団体などの相互連携、情報提供などを行うコミュニティソーシャルワーカー体制の整備を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
19	<p>①コミュニティソーシャルワーカー体制の整備</p> <p>住民との協働を円滑に進め、地域福祉活動を推進するため、コミュニティソーシャルワーカーを広域的福祉圏などに配置し、地域活動の情報提供・調整・連携の強化を図る。</p>	<p>・広域的福祉圏（概ね中学校区）に地域コミュニティソーシャルワーカーを配置する計画で、平成18年度は社会福祉協議会に2名、人権協会に1名配置し、いきいきネット相談支援センターを長野・三日市地区及び人権協会内に設置した。</p>	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	平成19年度は社会福祉協議会に2名増員し、千代田・東地区にいきいきネット相談支援センターを設置。

基本目標 1. とともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1- (5)地域福祉のコーディネート機能の充実・支援

1-(5)-1)地域福祉のコーディネート機能の充実・強化を図るため、社会福祉協議会との連携及び支援を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
20	<p>①市と社会福祉協議会との連携の強化 社会福祉協議会は「社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、地域福祉を推進する中心的団体」（社会福祉法）として、本市の地域福祉を推進する上で重要な役割を期待されていることから、連携を深め協働して地域福祉の推進を図っていくことが求められている。そのため、体制の強化を図り、地域福祉を推進する中心的団体としてのより幅の広い層からの参加を積極的に進めることができるよう、社会福祉協議会活動の支援を図る。</p>	<p>・社会福祉協議会の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るとともに、地域福祉の推進に寄与することを目的として、社会福祉協議会に対し支援を行った。</p>	○	社会福祉協議会支援事業	
21	<p>②社会福祉協議会の「コーディネート」機能の強化促進 社会福祉協議会はこれまで、市との連携を図りつつ、地区福祉委員会を中心とする小地域ネットワーク活動やボランティア活動の振興、福祉サービスの提供など、身近な地域と福祉活動のコーディネート機能を担ってきました。今後ますます多様化、細分化する福祉ニーズにきめ細かく対応していくために、地域福祉コーディネーターを養成するとともに、社会福祉協議会のコーディネート機能の強化を促進します。</p>	<p>・社会福祉協議会が実施する「地域福祉人材育成事業（ボランティア育成事業）」を支援した。</p>	○	地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成) コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
22	<p>③職員研修の強化による専門性の強化 社会福祉協議会が地域福祉を推進する中心的団体としての役割を果たしていくためには、職員が地域に積極的に入っていく、地域との信頼関係を醸成し、顔の見える関係の構築を図るとともに、職員の資質向上が求められる。そのため、住民サイドに立ち、職員研修の充実による専門性の強化を促進する。</p>	<p>・社会福祉協議会の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るとともに、地域福祉の推進に寄与することを目的として、社会福祉協議会に対し支援を行った。</p>	○	社会福祉協議会支援事業	

基本目標 1. ともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1- (6)地域型組織やテーマ型組織の相互連携・交流の促進

1-(6)- 1)地域型組織とテーマ型組織との相互交流の機会や場づくりを推進し、多様な協働のネットワークの形成を促進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
23	①地域型組織とテーマ型組織とのネットワークの促進 地域型組織とテーマ型組織とは、いずれも設立の目的や活動は異なるものの、地域の福祉活動やまちづくりにとって重要な役割を担っている。「福祉でまちづくり」を進めることから、市、社会福祉協議会をはじめ地域型組織、テーマ型組織が同じテーブルにつく場づくりを推進し、相互の交流と連携を促進する。	・「市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針」を策定した。 ・「市民公益活動支援・協働促進事業（まちづくり交流会）」を開催した。	◎	地域福祉活動支援事業(地域福祉ワークショップ事業)	
				市民公益活動支援・協働促進事業(ボランティア・市民活動フェスティバル)	
				市民公益活動支援・協働促進事業(まちづくり交流会)	

基本目標 1. ともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1- (7)小地域ネットワーク活動などの充実・活性化の推進

1-(7)- 1)日常的な「ふれあいの場」づくりを推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
24	①身近な地域での「ふれあいの場」づくりの推進 コミュニティセンター、公民館などの施設に交流や情報さらに相談機能などを付与し、地域の身近な「ふれあいの場」として活用することに努める。	・地域福祉の推進にとって重要な「協働」を進めるために、地域資源を活用したモデル事業として南花台西小学校2教室を活用し、「南花台ふれあいセンター（現在は南花台ふれあいプラザ）」を整備した。	◎	地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業）	
				(仮称)南花台ふれあいセンター整備事業	
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
				子育て支援センターかわちながの事業	
				つどいの広場事業	

1-(7)-2) 定年退職期を迎えるいわゆる団塊の世代の小地域ネットワーク活動などへの参加促進を図ります。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
25	①企業の地域貢献活動の促進 企業の地域貢献活動のアドバイザーとなる人材を養成するなど、継続的に地域貢献活動を支援できる仕組みづくりについての取り組みを図り、企業の人材が地域の活動に取り組みやすい環境づくりを促進する。	・社会福祉協議会において地域福祉推進事業に係る、財源の確保として賛助会員会費募集事業・組織構成会員制推進事業を実施した。	△	社会福祉協議会支援事業	
26	②定年退職者などの福祉活動参加の促進 ボランティアセンター機能の強化とともに、企業との連携や地域での活動の場の確保などにより、定年退職者などの地域福祉活動への参加を促進する。	・社会福祉協議会が実施するボランティア事業（講座・啓発事業等）を支援したことにより、ボランティア研修参加者が増えた。	○	地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業） 地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成)	

基本目標 1. とともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1- (8)住民交流の強化

1-(8)-1) 地域でのつながりや支えあいの必要性についての理解を広めるため、生涯学習での啓発など、学習活動の充実に努めます。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
27	①福祉と教育、生涯学習の連携による継続的な福祉学習の推進 学校教育と社会教育との連携により「教えられる」ことから、ともに支えあう『お互いさま』が「日常」の中で醸成できる福祉プログラムを検討するなど福祉部門・教育部門・生涯学習部門が相互に連携し、子どもから大人まで、継続して学ぶことができる福祉学習、地域学習に取り組む。	・自治会活動の活性化をめざして、「自治会ハンドブック」を作成するとともに、「元気な地域づくり講演会」を開催した。 ・社会福祉協議会が地域福祉への協働参画意識の醸成を目的として、福祉学習支援事業を実施した。	◎	生涯学習普及啓発事業 コミュニティ活動推進事業(元気な地域づくり講演会) 人権・平和啓発事業 地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成) コミュニティソーシャルワーカー配置事業 学校支援サポート事業	平成19年度から新規に「学校支援サポート協力員助成活動事業」を実施し、地域の人材を授業に活用。

基本目標 1. とともに支え・支えられる（お互いさま）地域づくり

施策の方向 1- (8)住民交流の強化

1-(8)-2)住民及び地域間の交流を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
28	<p>①住民交流の活性化の推進 住民の交流、近所づきあい、地域活動などは、地域福祉の取り組みを進める上でも土台となる活動である。隣近所での「助けあい」が行われている地域があるものの、一方では住民間や地域とのかかわりが希薄なところもみられる。またマンション住民などとの交流や世代間交流を進めていくべきだといった意見も多く聞かれるなど、多様な住民及び地域間の交流が求められる。そのため、共通の価値観を得やすい要素である子育てや見守り活動など、つながりづくりを進めるための活動やイベントなどを推進する。</p>	<p>・地域において地区（校区）福祉委員会が中心となり実施する「小地域ネットワーク活動推進事業」を支援した。</p>	○	<p>地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業）</p> <p>コミュニティ活動推進事業(コミュニティ活動事業助成事業)</p> <p>市民まつり支援事業</p>	
29	<p>②交流の場づくりの推進 本計画の策定のために行った「地域福祉懇談会」、地域福祉ワークショップ（地域福祉を語る会）などを契機に、さまざまな住民が集い、それぞれの地域が抱えている課題などを議論することができた。こうした交流の場を発展させ、意見交換や情報交換を行う地域福祉のラウンドテーブルとして定例的な開催を推進する。</p>	<p>・地区(校区)福祉委員会委員を対象に「地域福祉ワークショップ事業」を実施した。</p>	◎	<p>地域福祉活動支援事業（地域福祉ワークショップ事業）</p>	<p>平成19年度は「地域福祉ワークショップ事業：地区（校区）福祉委員会活動・組織検討懇談会開催事業」を支援するなど、意見交換や情報交換を行う「場」を設ける。</p>

基本目標 2. とともに生きる社会づくり

施策の方向 2- (1)交流・活動拠点の確保

2-(1)-1)コミュニティセンター、学校の余裕教室などの活用を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
30	①市施設の住民活用のためのルールづくり コミュニティセンターや公民館など市施設の活用についてのルールづくりを進め、既存施設の有効活用を図る。また学校の余裕教室については余裕教室活用の基本方針に基づき活用を検討する。	・貸館施設連携会議(コミュニティセンター、公民館、文化施設が参加)の発足により、既存施設の有効活用の検討を開始した。	◎	生涯学習推進計画推進事業	
				小学校余裕教室活用計画推進事業	
				中学校余裕教室活用計画推進事業	

2-(1)-2)福祉施設などの地域への開放を促進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
31	①福祉施設などの地域への開放の促進 事業者の社会的貢献のひとつとして、福祉施設などが地域に根付き、地域との交流を図るため、地域への施設開放の情報収集や提供を推進する。	・福祉施設などへ地域への開放を呼びかけた。	△	社会福祉協議会支援事業	

2-(1)-3)商店街の空き店舗などの民間施設の活用を促進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
32	①民間施設などの活用の促進 商店街の空き店舗など民間事業者などの建物で、開放の可能性のあるものの情報を収集するとともに、その活用を促進する。	・商店街等の空き店舗を利用した新規事業の取り組みへの支援及び起業家育成支援(チャレンジショップ)と商店街の活性化を図った。	○	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
				空き店舗活用促進事業	
				起業家育成支援事業	

2-(1)-4)インターネットに交流のための情報サロンを設けます。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
33	①インターネットによる情報拠点の整備 広く住民が交流できるように、市や社会福祉協議会のホームページに地域福祉に関する情報交流の機能を有する拠点(情報サロン)開設を図る。	・生涯学習情報提供システムにおいて、イベント・相談・募集情報、施設・教室情報、団体・グループ情報、講師・ボランティア情報、刊行物・冊子・ビデオ情報の5種類の情報を提供した。	○	生涯学習情報提供事業	
				社会福祉協議会支援事業(ホームページ運営)	

施策の方向 2- (2)身近な地域の相談窓口の充実

2-(2)-1)各種福祉サービスなどの情報提供を行うほか、地域での日常的な見守り活動などの福祉活動につなぐことができるように、身近な地域での相談窓口の設置に努めます。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
34	<p>①身近な地域での相談窓口の設置推進 社会福祉協議会と地区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、NPOなどが連携し、福祉に関わるさまざまな相談を受ける窓口を、より身近な基本福祉圏での設置を目指しつつ、当面、広域的福祉圏にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、身近な地域での相談に努める。</p>	<p>・広域的福祉圏（概ね中学校区）に地域コミュニティソーシャルワーカーを配置する計画で、平成18年度は社会福祉協議会に2名、人権協会に1名配置し、いきいきネット相談支援センターを長野・三日市地区及び人権協会内に設置した。</p>	◎	<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p>	<p>平成19年度は社会福祉協議会に2名増員し、千代田・東地区にいきいきネット相談支援センターを設置。</p>
35	<p>②相談機関などのアウトリーチの推進 市及び社会福祉協議会と地区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、NPOなどが連携し、要支援者の自宅などに出向き（アウトリーチ）、相談やサービス情報の提供を行うとともに、サービス利用につなげるなど身近な支援活動を推進する。</p>	<p>・広域的福祉圏（概ね中学校区）に地域コミュニティソーシャルワーカーを配置する計画で、平成18年度は社会福祉協議会に2名、人権協会に1名配置し、いきいきネット相談支援センターを長野・三日市地区及び人権協会内に設置した。</p>	◎	<p>高齢者相互支援推進事業</p> <p>地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業）</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>民生児童委員活動支援事業</p> <p>地域福祉計画推進事業（保健福祉相談窓口連絡会議）</p> <p>障害者生活支援事業</p> <p>家庭訪問支援員事業</p> <p>母子自立支援員事業</p> <p>新生児訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん事業</p> <p>乳幼児相談事業</p> <p>妊産婦訪問指導事業</p> <p>訪問指導事業</p> <p>地域包括支援センター運営事業</p>	<p>平成19年度は社会福祉協議会に2名増員し、千代田・東地区にいきいきネット相談支援センターを設置し、相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携してアウトリーチを推進。</p>

基本目標 2. とともに生きる社会づくり

施策の方向 2- (3) 情報提供の充実と共有体制の整備

2-(3)-1) 住民により広くわかりやすい情報提供のしくみを検討します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
36	①わかりやすい情報提供活動の推進 広報紙や市ホームページなどを活用し、行政が住民に提供する福祉サービスの情報について広くわかりやすく伝えるよう工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者サービス啓発事業」で高齢者が利用できるサービスについて、ガイドブックを作成した。 ・「声の広報かわちながの」事業では、視覚障害者に対し、掲載している内容をカセットテープに録音し毎月郵送した。 	○	高齢者サービス啓発事業 「広報かわちながの」発行事業 「声の広報かわちながの」事業 ホームページ運用事業	
37	②地区福祉委員会や民生委員・児童委員などの広報活動の強化 地域の一番身近な相談者や情報提供者としての地区福祉委員会や民生委員・児童委員などの存在をアピールするとともに、それらの活動が容易になるように、情報提供活動の支援を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「民児協かわちながの」「社協だより」を発行した。 ・「地域コミュニティソーシャルワーカー配置」については、会合などの機会を捉えて積極的に啓発活動を行った。 ・地域における小地域ネットワーク活動においても、啓発活動を行った。 	○	コミュニティソーシャルワーカー配置事業 社会福祉協議会支援事業(社協だより) 地域福祉活動支援事業(小地域ネットワーク活動事業) 民生児童委員活動支援事業	

2-(3)-2) 関係機関などの連携による情報の共有化を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
38	①関係機関の情報の共有化 介護保険制度、障害者自立支援制度や保育サービスなどに関する苦情・相談などは、それぞれの個別の機関に集約され、解決されるが、解決へのノウハウやその過程で蓄積された情報はそのときの行政窓口で留まっていることが多くある。多様化、細分化された住民ニーズに対応していくため、各事業ごとに集約された苦情・相談について他の窓口と交換し、情報の共有化に努めるとともに、それらを施策や事業提案などに生かす。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多様なニーズに対応し、総合的な支援を円滑に進めるため、保健福祉情報の一元化を図るとともに、担当課相互の連携を密にするなど総合的な窓口機能の充実を図ることを目的に連絡会議を設置した。 	◎	地域福祉計画推進事業(保健福祉相談窓口連絡会議)	
39	②サービス向上への取り組みの促進 それぞれの事業ごとに寄せられた苦情・相談などのニーズは、事業者のサービスの質の向上を図るとともに、サービスの開発につながるような仕組みづくりの取り組みに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等の支援に有用かつ新たなサービスを地域福祉活動団体等と連携して、研究、開発及び普及するため、地域コミュニティソーシャルワーカーを配置した。 	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	

基本目標 2. とともに生きる社会づくり

施策の方向2-(4)バリアフリー環境の整備

2-(4)-1)「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく道路などのバリアフリーを推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
40	①河内長野市移動円滑化基本構想などの推進 高齢者や障害のある人などだれでも安全に、快適に移動できるバリアフリー環境の整備を目指した「河内長野市移動円滑化基本構想」（平成14年3月策定）の円滑な事業実施を推進する。	・「福祉のまちづくり条例指導業務」では、公共性の高い都市施設の事前協議を受けて、審査・指導を行った。 ・「移動円滑化道路整備事業」では、移動円滑化基本構想に基づく重点整備地区(河内長野駅前)における市管理道路等のバリアフリー化を実施した。 ・高齢者や身体障害者など、駅を利用される方が安全に安心して移動できる交通環境を確保するため、三日市町駅舎のバリアフリーを進めた。	◎	福祉のまちづくり条例指導業務	
				移動円滑化道路整備事業	
				三日市町駅舎改良事業	
41	②バリアフリーに取り組む活動の支援や顕彰・PRの推進 高齢者や障害のある人などだれでも安全に、快適に移動することができるよう、バリア（障壁）のないまちづくりを進めるための、バリアフリーマップづくりなどの取り組みをしている、住民活動や企業を支援する。また、そうしたバリアフリーのための優れた取り組みを顕彰するとともに、その取り組みをPRして住民の意識向上につなげる。	・学校通学路の人気のないところ、見通しの悪いところ、危険箇所などを示したマップを作成し、児童保護者や自治会等に配布するとともに、また、見守りに協力していただける団体等へのグッズなどを配布した。	△	学校運営業務(小)	
				地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業）	

2-(4)-2) 「心のバリア」解消への啓発活動を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
42	<p>①「心のバリア」解消のための啓発活動の推進 高齢者や障害のある人などがハード面などのバリアのため、移動の自由が阻害されていることがあるが、まわりの人の「ちょっとした協力」によって解決することもある。すべての人が地域に参加するためには、人の心にあるバリアを取り除くことが最も大切であり、地域福祉の基盤ともいえる。</p> <p>そのため、高齢者や障害のある人などに対する理解を進めるため、人権啓発とともに福祉教育・学習を積極的に推進し、「心のバリア」解消に努める。</p>	<p>・社会福祉協議会が地域福祉への協働参画意識の醸成を目的として、地域福祉活動支援事業（地域福祉人材育成事業：ボランティア育成）を実施した。</p>	○	人権・平和啓発事業	
				人権相談事業	
				生涯学習機会提供事業	
				市民公益活動支援・協働促進事業	
				地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成)	
				ふれあい合校事業	
				学校支援サポート事業	
				子ども教育支援センター事業	
「楽習室」コーディネート事業					
「ふれあい合校」コーディネート事業					

2-(4)-3) ユニバーサルデザイン普及への取り組みを図ります。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
43	<p>①ユニバーサルデザインの周知の促進 特定の人のためにまちのバリアを取り除くバリアフリーを一段と進め、だれもが暮らしやすいまちにしていくユニバーサルデザインの啓発を図る。</p>	<p>・大阪府福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリー整備により、公共施設、市道など誰もが安全に利用できる環境づくりを進めた。</p>	○	全庁共通	

基本目標 2. とともに生きる社会づくり

施策の方向 2- (5)「安全・安心」で快適な生活環境の確保

2-(5)-1) 町内会・自治会、地区福祉委員会などと民生委員・児童委員との連携による要支援者などの支援を強化します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
44	<p>①町内会・自治会、地区福祉委員会などと民生委員・児童委員との連携による要支援者支援の強化 住民の視点から福祉サービスを必要とする人に適切なサービスをつなぐことができるように、町内会・自治会、地区福祉委員会などと民生委員・児童委員との連携強化を推進し、個人情報保護に留意しながら要支援者の情報を把握し、福祉サービスにつなげるなど適切な対応が取れるように支援を強化する。</p>	<p>・要支援者等の支援に有用かつ新たなサービスを地域福祉活動団体等と連携して、研究、開発及び普及するため、地域コミュニティソーシャルワーカーを配置した。</p>	○	<p>高齢者相互支援推進事業</p> <p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業）</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>民生児童委員活動支援事業</p>	

2-(5)-2) 活動組織・団体の相互連携を強化し、「安全・安心(防災・防犯など)のネットワーク」の構築を図ります。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
45	<p>①自主防災組織の設立の推進 地域の安全を守るため、地域単位や町内会・自治会での自主的な防災組織の育成推進や組織化にかかる支援を行っている。今後も町内会・自治会に対して自主防災活動の重要性の啓発を行い、自主防災組織の結成に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>・防災関係機関との相互協力体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚を図るために、合同防災訓練を実施した。</p> <p>・自治会単位の防災組織の結成と育成を図るために、資機材等の整備に対する助成、相談・連絡等の交流を実施した。</p>	○	<p>防犯活動推進事業</p> <p>自主防災組織育成事業</p> <p>防災の啓発・訓練事業</p> <p>火災予防啓発事業</p> <p>防火クラブなどの育成事業</p>	
46	<p>②地域活動などとの連携による緊急対応ネットワークづくりの推進 ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などは、地域の中で孤立しがちである。緊急時の対応や将来にわたって地域で安心して暮らすことを考えた場合、日頃からのつながりや交流は重要であるが、なかなかそうした行動を起こすことが難しいこともある。そのため、緊急時に備え、日常的な地域の見守り活動や緊急通報システムなど、地域活動と通信システムとの連携を推進し、緊急対応のネットワークづくりに努める。</p>	<p>・日常的な地域の見守り活動や交流は、「小地域ネットワーク活動推進事業」において地区（校区）福祉委員会が実施した。</p> <p>・「災害時応急対策事業」では、台風等による災害が予想される場合は情報収集、情報発信、緊急対応などを実施した。</p>	○	<p>地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業）</p> <p>災害時応急対策事業</p> <p>消防緊急・気象・災害時等情報管理業務</p>	

基本目標 2. とともに生きる社会づくり

施策の方向 2- (5)「安全・安心」で快適な生活環境の確保

2-(5)-3) 子どもの通学の安全・安心の確保のため、町内会・自治会、老人クラブなどとの連携による見守り活動とともに、警察や関係団体と地域住民の連携を強化し、防犯・安全パトロールを行うなど地域ぐるみの防犯活動や青少年の健全育成を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
47	①自主的活動への支援 町内会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員や地区福祉委員会など地域で行われている見守り活動などを、災害時にも生かせるよう、自主的活動への支援を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動補償制度を導入した。 ・自治会単位の防災組織の結成と育成を図るために、資機材等の整備に対する助成、相談・連絡等の交流を実施した。 	◎	交通安全啓発事業	
				防犯活動推進事業	
				市民公益活動支援・協働促進事業	
				自主防災組織育成事業	
48	②青少年の健全育成の推進 子どもたちを犯罪や事故の被害などから守るため、青少年指導員、青少年健全育成会、PTA、学校、町内会・自治会、地区福祉委員会、防犯協議会など地域と関係機関との連携を強化し、青少年の健全育成の環境づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区に「子どもの安全見守り隊」を設置し、登下校時の通学路における子どもの見守り活動を行った。 ・子どもの登下校の様子を見守るとともに、通学路における危険箇所を把握するため、青色防犯パトロール車で市内巡回を開始した。 	◎	青少年地域交流事業	
				子どもの居場所再生事業	
				こども会育成事業	
				青少年健全育成事業	
				青少年非行防止対策事業	
				子どもの安全見まもり隊事業	
				子どもの見守りパトロール事業	

2-(5)-4) 地域資源を生かした潤いのある生活環境の整備を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
49	①快適な生活環境づくりの推進 豊かな自然や文化など地域資源を活用し、快適な生活環境を形成するため、環境教育の推進とともに住民が主体的に進める園芸活動などの地域づくりの支援や自然を生かした広場や公園などの整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自分と周りの環境に関して気づき、正しい理解と関心を持ち、自発的に行動できる人材を育成するために相談、情報提供、資料提供等を行う「環境教育推進事業」を実施した。 ・緑化意識向上のための啓発活動、緑の募金活動、公園・植物・緑化等に関する情報提供を支援した。 	○	環境教育推進事業	
				緑化啓発事業	

基本目標 2. とともに生きる社会づくり

施策の方向 2- (6)行政の総合化とパートナーシップの推進

2-(6)-1)住民主導型の地域づくりや地域福祉の仕組みを整えます。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
50	<p>①地域福祉のネットワーク形成の取り組み推進 住民、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会、市など福祉に関する多様な主体の活動をつなぎ、適切な役割分担のもとにそれぞれの特徴を發揮し、協働して地域福祉を進められるよう地域福祉のネットワークを形成する。また、人材育成、情報提供などの機能を充実するとともに、社会福祉協議会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、医療機関など、さまざまな福祉資源を結び、住民間の交流・連携を深め、支え、支えられる『お互いさま』の活動を促進する。</p>	<p>・要支援者に対する見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等の支援を行うことを目的に、広域的福祉圏（概ね中学校区）に地域コミュニティソーシャルワーカーを配置した。</p>	◎	社会福祉協議会支援事業 地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業） 地域福祉活動支援事業（地域福祉ワークショップ事業） コミュニティソーシャルワーカー配置事業 民生児童委員活動支援事業	

2-(6)-2)適切な役割分担のもとでの「公」と「民」の協働による地域福祉を推進する仕組みを整えます。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
51	<p>①「公」と「民」との協働の仕組みづくりの推進 住民をはじめさまざまな主体がパートナーシップのもとに協働して地域福祉を推進するなど、まちや社会をともに担い、ともに創造するため、住民主導の地域づくりや地域福祉の仕組みを整える。また、一人ひとりの自立を基本に、適切な役割分担のもとに、「公」と「民」が協働して地域福祉を進める仕組みを整える。</p>	<p>・市民公益活動に対する社会的理解の醸成や参加の機会づくりのための啓発活動を行うとともに、市民公益活動に関する人材の育成やネットワークづくりを実施した。</p>	○	社会福祉協議会支援事業 市民公益活動支援・協働促進事業（懇談会の開催）	

2-(6)-3) 住民参加や社会資源の有効活用による効率的な行政運営を推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
52	①福祉資源の有効活用の推進 急激な時代の変化や厳しい財政環境に対応するため、民間でできるものは民間にゆだねる、あるいは既存施設や資源の複合的な活用やネットワーク化などを行い、質の高い効果的・効率的な行政運営を推進する。	・「市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針」を策定した。	△	社会福祉協議会支援事業	
				市民公益活動支援・協働促進事業	
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業(いきいきネット相談支援センター設置)	

基本目標 3. 地域での暮らしを支援するサービス体制づくり

施策の方向 3- (1)利用者のためのサービスの質の確保・向上推進

3-(1)- 1) 客観性を持つ評価機能を発揮できる第三者評価の導入などを推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
53	①第三者評価などの導入の促進 外部の評価機関による第三者評価は、利用者本位の福祉サービスをより充実させるための有効な手段といえる。大阪府では第三者評価事業の円滑な事業展開に向けて、「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」を創設し、事業環境の整備を進めている。これら大阪府の取り組みを踏まえ、第三者評価の導入を促進する。	・第三者評価は平成18年度から大阪府で実施しており、大阪府介護サービス情報公表センターホームページで確認できる。	○	大阪府	

3-(1)-2)社会福祉を目的とする多様なサービスの振興や参入促進、さらに公的サービスとの連携による「公」と「民」の協働の実現、民間の新規事業の 開発やコーディネート機能への支援システムを検討します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
54	<p>①NPOなどのインフォーマルサービスの活用促進と支援の推進 公的制度の隙間を埋めるサービスとしての、移送サービスや個別の見守りサービスなどは、利用者の自己実現や社会参加を進めるなど多様化するニーズへの対応といえる。利用者のニーズはこれからますます個別化、多様化することが考えられることから、NPOやボランティア団体などの活用を促進する。</p>	<p>・市民公益活動に対する社会的理解の醸成や参加の機会づくりのための啓発活動を行うとともに、市民公益活動に関する人材の育成やネットワークづくりを実施した。</p>	○	<p>地域福祉活動支援事業(地域福祉人材育成事業:ボランティア育成)</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業(市民公益活動活性化事業)</p>	
55	<p>②新たなサービス開発への取り組みの促進 それぞれの事業ごとに市の窓口などに寄せられた苦情・相談などのニーズは、事業者などにとって新たなサービスの開発のシーズといえ、こうした情報を広く提供するなど、新たなサービスの開発につなげるような取り組みに努める。</p>	<p>・要支援者に対する見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等の支援を行うことを目的に、広域的福祉圏(概ね中学校区)に地域コミュニティソーシャルワーカーを配置した。</p>	◎	<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p>	

基本目標 3. 地域での暮らしを支援するサービス体制づくり

施策の方向 3- (2)地域福祉ネットワークづくりの推進

3-(2)-1) 地域で活動している地域型組織やテーマ型組織が効果的・効率的に動け、より身近な課題解決のためのネットワークや住民共通の課題を 解決するための地域福祉ネットワークの構築に努めます。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
56	<p>①地域福祉ネットワークの構築 地域には地域活動の中心を担う町内会・自治会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉事業者などが、さまざまな分野で事業や活動をしているが、地域に効率的な資源配分が行えず、また同じような事業が展開される、あるいは適切な役割分担や連携を行い、機動的な対応を進めていくということが難しい状況が生まれている。 こうした現状を改善し、支援を必要とするすべての人への迅速な情報提供と適切なサービス対応による課題解決を目指した地域福祉ネットワークの構築を推進する。 地区福祉委員会を身近な地域での相談や支援を行なっている団体や機関の情報交換や連携の要とするとともに、広域的福祉圏にそれら団体・機関の代表、コミュニティソーシャルワーカーなどで構成する（仮称）地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。身近な地域での課題解決は地域で、より専門的な課題については推進会議で、さらに市域福祉圏における関係機関・団体によるネットワークとの連携により、課題解決を図る。</p>	<p>・要支援者に対する見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等の支援を行うことを目的に、広域的福祉圏（概ね中学校区）に地域コミュニティソーシャルワーカーを配置した。</p>	◎	社会福祉協議会支援事業	
				地域福祉活動支援事業（小地域ネットワーク活動事業）	
				地域福祉活動支援事業（地域福祉ワークショップ事業）	
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	
				民生児童委員活動支援事業	
				コミュニティ活動推進事業(コミュニティ活動事業助成事業)	

施策の方向 3- (3) 苦情解決の確立・権利擁護の推進

3-(3)-1) 社会福祉協議会や事業者との連携とともに、苦情処理体制の確立や苦情相談窓口のPRを推進します。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
57	①苦情処理体制の充実 だれもが安心して福祉、生活支援のサービスが利用できるように、サービスに関する苦情を気軽に相談でき、適切に対応、解決していくための苦情処理体制の充実に努める。	・平成18年4月に地域包括支援センターを設置し、対応を開始した。	◎	社会福祉協議会支援事業 地域包括支援センター運営事業	
58	②苦情相談窓口のPRの推進 介護保険では、事業者と利用者の橋渡し役として介護相談員派遣制度を実施し、苦情解決やサービスの質の向上に努めている。また、介護保険制度や障害者自立支援制度など公的な福祉サービスの事業者には、社会福祉法第82条に基づいて「苦情受付担当者」「苦情対応責任者」に加えて「第三者委員」の設置が義務づけられている。こうした苦情解決制度の積極的なPRを推進する。	・苦情相談窓口について、長寿ふれあいガイドブック、出前講座などでPRした。	○	高齢者サービス啓発事業 地域包括支援センター運営事業	

基本目標 3. 地域での暮らしを支援するサービス体制づくり

施策の方向 3- (3) 苦情解決の確立・権利擁護の推進

3-(3)-2) 福祉サービスの利用援助や日常的な財産保全・管理などを行う地域福祉権利擁護事業や法律による権利擁護としての成年後見制度など、権利擁護の制度の周知を図ります。

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
59	<p>①地域福祉権利擁護事業の周知</p> <p>認知症の高齢者や判断能力が十分でない人の権利や財産を保護していくため福祉サービスの利用援助サービス、日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービスなどを行う「地域福祉権利擁護事業」は、社会福祉協議会で実施している。福祉サービスの複雑化、多様化を反映し、その需要が増加することが考えられることから、住民への周知を積極的に図り、当事者の権利擁護を推進する。</p>	<p>・市内在住の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で判断能力が不十分な方に対する福祉サービスとして、利用援助サービス、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等を実施した(平成18年度の契約は8件)。</p>	○	<p>社会福祉協議会支援事業（日常生活自立支援事業）</p>	
				<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p>	
60	<p>②成年後見制度の普及</p> <p>判断能力の不十分な人は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがある。このような判断能力の不十分な人を保護し支援する成年後見制度の普及を図る。</p>	<p>・認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者など判断能力が不十分な者の権利を擁護し、福祉の向上を図るための相談を実施した。</p>	○	<p>成年後見制度利用支援事業</p>	
				<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p>	

基本目標 4. 計画の推進体制の整備

施策の方向 4-(1) 推進体制の整備

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
61	計画の進行管理及び（仮称）地域福祉推進協議会の設置 本計画に基づく施策を推進するために、関係部局間の相互の連携・調整のもとで、総合的に展開することが必要である。そのため、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検を図り、進行管理に努める。 また、幅広い住民の参画のもとに地域福祉を推進するために、地域福祉計画推進委員会を発展させた（仮称）地域福祉推進協議会を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について審議し、計画の進捗状況の確認、評価などを行う。	・平成19年3月5日に第1回地域福祉計画策定委員会を開催した。 ・地域福祉推進協議会を設置し、平成19年3月29日に第1回地域福祉推進協議会を開催した。	◎	地域福祉計画推進事業(地域福祉計画策定委員会)	平成19年度では2回開催を予定している。
				地域福祉計画推進事業(地域福祉推進協議会)	平成19年度では2回開催を予定している。

施策の方向 4-(2) 国、大阪府、関係機関・団体などとの連携

番号	施策展開項目	実施状況	評価	施策対応細事業	備考
62	地域福祉に関する組織・団体との連携の強化 この計画を多様な組織・団体と協働して推進するため、地域住民や住民団体、社会福祉法人、サービス事業者など、地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整える。また、国、大阪府、近隣自治体と連携し、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるように努める。	・社会福祉を目的とする団体等、当事者団体、学識経験者などで構成され、地域福祉計画の推進に関し必要な事項について審議し、計画の進捗状況の確認、評価などを行うために「地域福祉推進協議会」を設置した。	◎	地域福祉計画推進事業(地域福祉推進協議会)	
				地域福祉活動支援事業(地域福祉ワークショップ事業)	
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	